
○長泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年3月17日条例第2号

長泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、長泉町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象となる施設）

第2条 指定管理者を指定できる対象は、条例により設置した施設とする。ただし、道路法（昭和27年法律第180号）、消防法（昭和23年法律第186号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）等に基づいて管理主体が限定される施設は除く。

（募集）

第3条 町長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- （1）公の施設の概要
 - （2）申請受付期間（次条において「申請期間」という。）
 - （3）利用料金に関する事項
 - （4）指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
 - （5）申請の資格
 - （6）選定の基準
 - （7）その他町長が指定する事項
- （指定管理者の指定の申請）

第4条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長に提出しなければならない。

- （1）管理を行う公の施設の事業計画書
 - （2）管理に係る収支計画書
 - （3）当該団体の経営状況を説明する書類
 - （4）その他町長が別に定める書類
- （選定方法等）

第5条 町長は、指定管理者の候補者を選定するため、長泉町公の施設指定管理者選定審査会を設置し、前条の規定に基づき申請書等を提出した団体のうちから、次に掲げる審査基準に基づき、選定するものとする。

- （1）利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
 - （2）公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - （3）公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - （4）公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
 - （5）その他町長が別に定める事項
- （公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第6条 町長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、地域の団体の特性を生かすことで、より事業効果が期待できると認めるときは、第3条の規定による公募によらず、特定の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 町長は、前項の規定により選定するときは、あらかじめ第4条各号に掲げる事項について特定の団体と協議を行い、前条各号に掲げる審査基準に基づき、総合的に判断するものとする。

（指定管理者の指定）

第7条 町長は、第5条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長は、指定管理者を指定したときは、その旨を速やかに告示しなければならない。

（管理の基準及び業務の範囲）

第8条 公の施設の管理の基準及び業務の範囲については、それぞれ指定管理者を指定しようとする公の施設の設置条例で定めるものとする。

（協定の締結）

第9条 指定管理者の指定を受けた団体は、前条に規定する公の施設の管理の基準及び業務の範囲のほか、管理業務の実施に関する細目について、町長と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

（指定期間）

第10条 指定期間は、5年以内とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

（業務報告の聴取等）

第11条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第12条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が別に定める事項

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第12条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第15条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保守義務)

第16条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報適切に取り扱われるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
